

平成二十六年内閣府令第十号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第一項及び第二項の規定による立入検査をする金融庁等の職員に携する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十五条の規定を実施するため、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第一項及び第二項の規定による立入検査をする金融庁等の職員の携する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令を次のように定める。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第一項及び第二項の規定による立入検査をする金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員の携する身分を示す証明書は、別紙様式によるものとする。

附則

この府令は、公布の日から施行する。

別紙様式

別紙様式

(表)

<p>備考 立入検査証</p> <p>下記の書は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第一項及び第二項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p>官名又は職名 氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>金融庁総務企画局長又は検査部長 印 年 月 日交付（5年有効）</p>	<p>写真</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 又は 顔印 </div>
---	--

（金融庁総務企画局長又は検査部長用）

(裏)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（第四号）

第15条 公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第3条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定関係事業者若しくはその親属に検査を依頼するが、又はその職員は特定事業者若しくは特定関係事業者の事業所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 内閣府長官、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第8条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその親属に検査を依頼するが、又はその職員は事業者の事業所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第21条 第15条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこの府令の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第22条 個人（人権のない施設等を存し、以下この項において同じ。）の代表者（人権のない施設等の管理責任者を含む。）又は法人（若しくは人の代理人、被代理人の他の代表者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたとき、行政罰を課するほか、その法人又は人に對して同条の罰を科する。）

(備考) 規格は、昭和6年ノ規8.5cmとする。

(表)

<p>第 号 立入検査証</p> <p>下記の事は、消費税の引渡かつ適正な転送の確保のための消費税の転送を指す行為の是正等に関する特別措置法第15条第1項及び第2項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p>官名又は職名 氏 名 年 月 日生 財務局長又は協同財務支局長 印 年 月 日交付（5年有効）</p>	<p>写 真</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印又は 顔写 </div>
---	---

(財務局又は協同財務支局用)

(裏)

消費税の引渡かつ適正な転送の確保のための消費税の転送を指す行為の是正等に関する特別措置法（抜粋）

第15条 公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第3条の規定に違反する行為を是正するための必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定転送事業者若しくはその役員に関する報告を求め、又はその職員に特定事業者若しくは特定転送事業者の事業所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣府長官、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第4条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に前条の第1項に規定する報告を求め、又はその職員に事業者の事業所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3-4 (略)

第21条 第15条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこの条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。

第22条 法人（人格のない法団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない法団等の管理責任者を含む。）又は法人若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰を科する。

(備考) 規格は、縦6.0cm×横8.5cmとする。